

7-2 遺構保存・修復に関する計画

遺構保存および修復の手法については、以下のとおりです。また、全ての遺構について、保存・修復に資する基礎データの収集を計画的かつ継続的に行います。なお、今後の調査で新たに遺構が確認された場合も以下の手法に基づいて、保存・修復を図ります。

1 地表顕在遺構の保存

(1) 石垣

①石垣カルテの作成

石垣の三面図（平面・断面・立面）を測量図化するとともに、石垣の規模や積み方、石材の破損状況等を記した台帳（石垣カルテ）の作成を目指します。

②継続的な維持管理

継続的に石垣の目地から生える草本類の除草を行い、石垣をき損またはき損の原因となりうる樹木は、植生修景方針により剪定や伐採を行います。また、石垣の状態について、日常的な見回りによる目視点検を行います。

③観測

石垣の変形を早期に把握できるよう、3次元測量機器や石垣目地のすき間を計測する機器などにより、定期的に石垣の観測を行います。

④部分的な修復（3遺構の修復で後述）

自然的要因（地震、大雨等）または人為的要因（事故等）により、石垣のき損等が認められた場合は、速やかに原状復旧を行います。

(2) 土塁、曲輪、門跡の礎石、堀切、井戸跡など

①日常の維持管理

樹木の生長により遺構の変形、き損が懸念される場合は、植生修景方針により剪定や伐採を行います。

②部分的な修復（3遺構の修復で後述）

自然的要因（地震、大雨等）または人為的要因（事故等）により、遺構の変形、き損が認められた場合は、速やかに原状復旧を行います。

(3) 堀跡、池跡

日常の維持管理と、部分的な修復については、(2)-①、②と同様とし、下記③を追加します。

③水質維持

堀の水質維持のため、清掃や浚渫などの措置を行います。

(4) 土堀

大手門北側土堀は、その一部が城内に残る唯一の近世構造物であることから、地表顕在遺構として保存していきます。

日常的な見回り点検を行い、変形やしっくい剥落等のき損を確認した際には、原状復旧等を行います。また、土堀表面に繁茂したつる性植物等については、しっくい等の保存のため除去作業を行います。

(5) 城郭を構成する自然地形

城郭の防御施設として基本的形状に組み込まれた本丸跡東側の崖や竜の口溪谷などの自然地形は、本質的価値を構成する重要な要素として保全に努めます。また、日常的な目視点検により、崩落等の地形の変形が認められた場合は、地形保全と安全性確保のため、補強工事等の実施もやむを得ないものとします。その際、工法や材質については遺構保存と景観に配慮した必要最小限のものとなります。

2 地下に埋蔵されている遺構の保存

(1) 地下に影響を与える行為の規制

① 計画的な遺構確認調査の場合

城跡の実態解明のための遺構確認調査は、可能な限り必要最小限の掘削にとどめ、遺構の保存および将来的な調査成果の検証が行えるよう配慮します。

② 工事に伴う掘削の場合

公園施設・道路施設の改修、解説サイン等の設置等において掘削が伴う場合は、遺構に影響を与えないよう十分な保護措置をとります。必要に応じて確認調査を行い、掘削可能な深さ（表土、現代の盛土など）や地下遺構の有無等を確認します。

(2) 十分な盛土厚の確保

各遺構を保護するため、発掘調査により遺構までの深さを確認し、十分な盛土厚を確保する必要があります。すでに発掘調査を実施した遺構については、その成果により必要な盛土厚を検討し、未調査の遺構については、今後の発掘調査成果に基づき必要な盛土厚を検討します。

遺構までの深さが浅い箇所については、盛土により遺構を保護する等、十分な盛土厚を確保します。

(3) 地下水の影響への対応

各遺構への地下水の影響を確認する必要があります。地質調査が行われている場所については、その調査成果により地下水位の評価を行います。それ以外の場所については、必要に応じて地質調査を行い、地下水位の評価を進めます。

地下水位の影響が想定される遺構については、排水等の整備を進めます。

3 遺構の修復

石垣や土塀、土塁等の各遺構がき損した場合の修復の手順については以下のとおりとします。なお、伝統的な工法や材料により形成される遺構は原則として、それらに基づいた修復を行います。



図 7-8 遺構修復の流れ

7-3 調査等に関する計画

今後の整備事業を進めるにあたり、必要となる各種調査を計画的かつ継続的に実施します。各種調査実施にあたっては、史跡の保存および来訪者の安全に十分留意して行い、公開可能な調査成果については積極的な情報公開に努めます。

1 仙台城跡の実態解明

(1) 発掘調査

発掘調査により仙台城跡の実態解明に努めます。調査は仙台城跡調査・整備委員会による指導・助言の下に実施します。また、調査による掘削は遺構保存の観点から必要最小限に留めます。

(2) 史資料調査

文献や絵図等の史資料調査により仙台城跡の実態解明に努めます。

(3) そのほかの調査

植生修景方針に基づいた植生調査により、仙台城跡の植生を把握します。また、整備にあたっては、必要に応じて地盤調査等も実施し、整備地盤の状態を把握します。

2 地表顕在遺構の記録

石垣や土塁、曲輪等の地表顕在遺構の測量調査を行い、現状を把握し記録します。これらの測量調査を継続的に実施することで、経年による変化を捉え、危険性を含む箇所を把握します。また、自然的・人的要因により地表顕在遺構がき損し修復が必要となった場合には、修復の基礎資料として測量調査の記録を活用します。

3 活用状況の実態把握

来訪手段や来訪目的等、来訪者の実態把握を行い、来訪者のニーズに合った活用方法の検討材料とします。

7-4 修景に関する計画

本計画における修景とは、史跡整備のため景観を整えることを指します。本節では城郭らしい景観を形成しつつ、来訪者にとって安全で快適な城内環境の実現を目指し、植生や様々な構造物等の仙台城跡の景観を構成する要素について適切な修景の方針を定めます。

なお、実施にあたっては関係部局等と調整のうえ、整備・維持管理を行います。

1 植生修景方針

仙台城跡の景観の構成要素である植生は、城郭らしい景観の形成に向けて特に重要な要素となります。これらの植生は以下の植生修景方針に基づき、現状調査を実施したうえで計画を策定し、適切な方法で修景を行います。

(1) 植生調査

仙台城跡において地盤等への影響を考慮しつつ、伐採・剪定または保存の対象となる植生を選定するため、現地踏査と史資料による調査を行います。また、植栽の樹種選定のため発掘調査による過去の植生についても調査を行います。

①伐採・剪定の対象となる植生の調査

- 曲輪や石垣等の本質的価値をき損、またはき損する恐れがある植生および、来訪者の安全に影響を与える可能性のある植生を把握します。
- 曲輪や石垣等の本質的価値を顕在化するため伐採・剪定が必要な植生および、史跡整備において伐採が必要な植生を把握します。

②保存の対象となる植生の調査

- 天然記念物青葉山に生育する希少な植生と、鳥獣類が依存する植生について史跡指定地内における分布状況を把握します。
- 曲輪や石垣等の本質的価値の保存に寄与する植生を把握します。
- 曲輪や石垣等の本質的価値を顕在化するうえで、天然記念物青葉山の自然環境との調和の観点から保存する必要があると判断される植生を把握します。

③過去植生の調査

- 発掘調査に伴って、花粉分析や樹種鑑定、生物遺体分析等を実施し、過去に生育していた植生を把握します。

(2) 伐採・剪定による修景

植生調査の結果、伐採・剪定の対象と判断された植生は、適切に伐採・剪定を行い、城郭らしい景観の形成に努めます。なお、史跡をき損する植生と来訪者の安全性に影響を与える植生に関しては、その緊急性に応じて早急に伐採・剪定を行い、史跡の保存と安全な城内環境の確保に努めます。



図 7-9 東丸（三の丸）東側土塁に繁茂する植生

(3) 保存による修景

既に保存の対象となっている天然記念物青葉山の植生等に加え、植生調査の結果、保存の対象と判断された植生は、「広瀬川の清流を守る条例」等の景観に関する規則（2-3 2 (7) P.30 参照）や、「仙台市みどりの基本計画」等の計画（1-6 3 (3) P.7 参照）で定められている自然環境の保全と整合した、適切な方法により保存を図り、青葉山の自然環境と調和した城郭らしい景観の形成に努めます。

(4) 植栽による修景

天然記念物青葉山の自然環境と調和した城郭らしい景観の形成と、来訪者の安全・快適な利活用を図るため必要と判断された場合は適切な植栽を行います。植栽は、樹高や樹形等の特徴や城郭らしい景観と地下遺構への影響を十分に考慮のうえ、東北地方在来の樹種を選択して実施します。なお、過去植生の調査によって生育していた樹種等が判明している場合は、調査成果に基づき樹種を選定します。

(5) 維持管理による修景

城郭らしい景観を維持するため、伐採・剪定、保存、植栽を実施した植生の維持管理を行います。また、本質的価値の顕在化および城郭らしい景観形成と城内の活用のため、繁茂する草本類の除草を継続的に実施します。

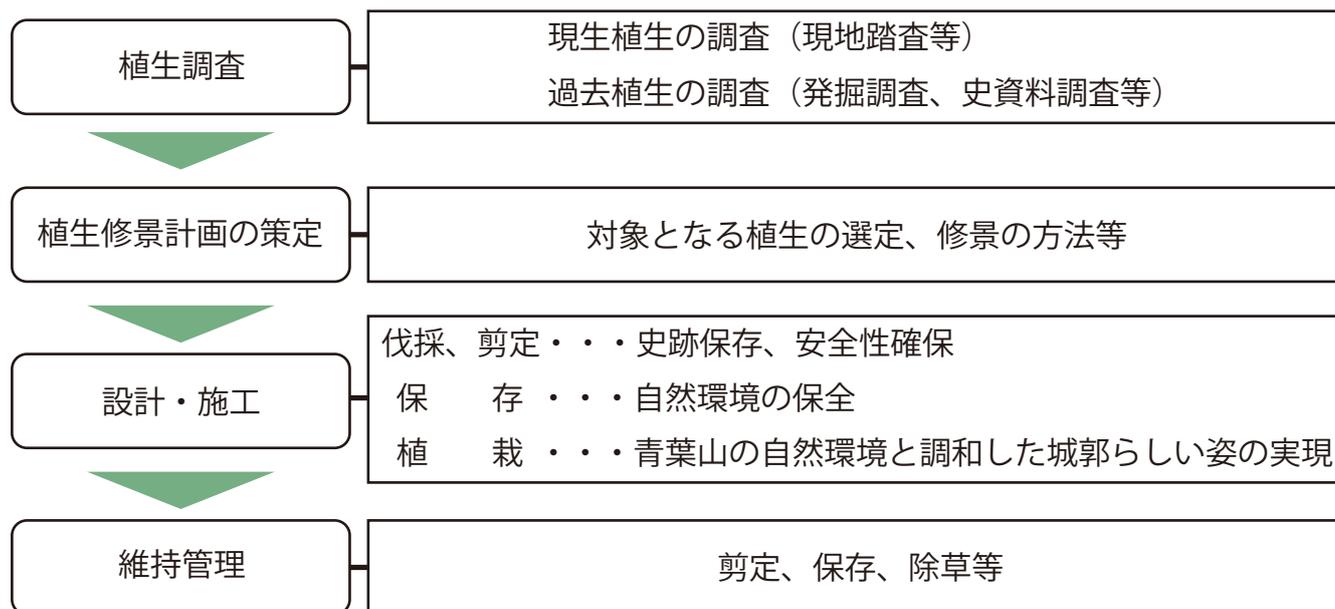


図 7-10 植生修景フロー図

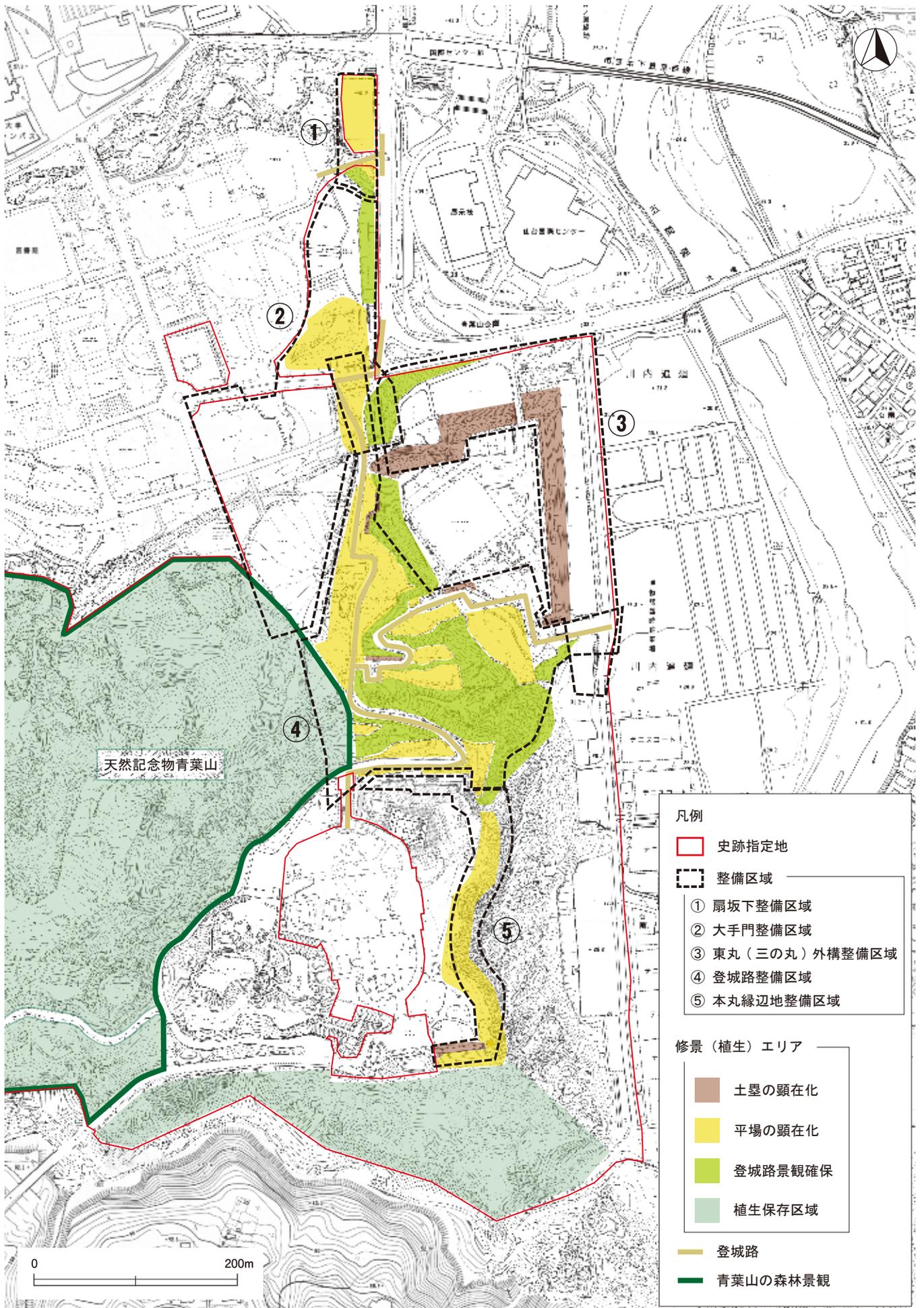


図 7-11 修景（植生）エリア

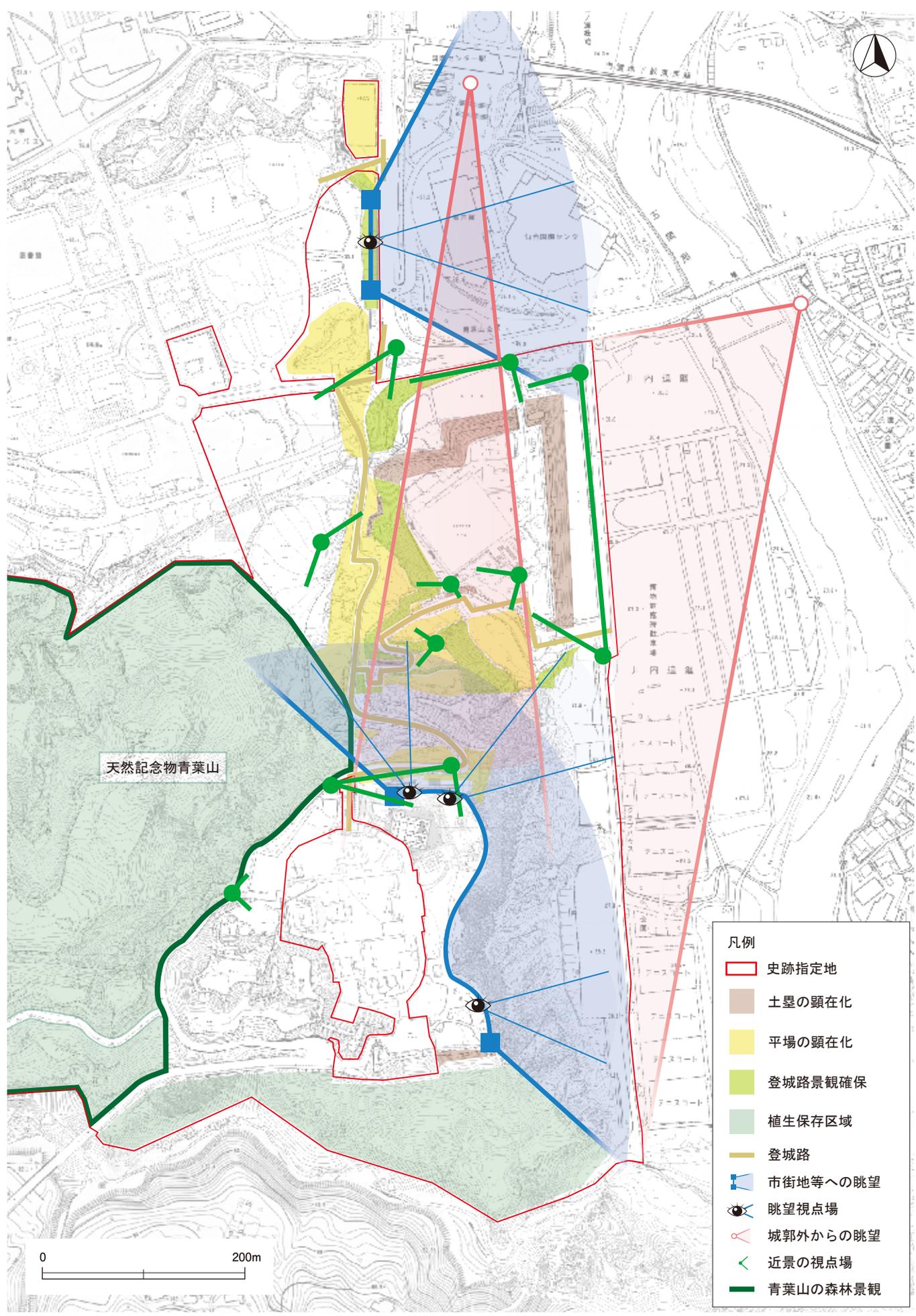


図 7-12 景観計画

2 建造物の修景方針

仙台城跡の景観を構成する建造物には休憩施設、照明施設、防災施設、案内・解説施設、園路等があります。これらの建造物は、天然記念物青葉山と史跡仙台城跡が調和した景観に配慮し、形態や色彩等のデザインについて適切なものを設置する必要があります。また、設置する建造物は様々な来訪者を想定し、バリアフリーとユニバーサルデザインに配慮する必要があります。

(1) 建造物の新設について

仙台城跡において新たな建造物を設置する場合は、関係部局・機関と協議を行い、バリアフリーとユニバーサルデザインに配慮した適切なものとします。なお、建造物の新設は原則として既存建造物との統一性を持ったデザインとします。

(2) 既存建造物の取扱いについて

既存建造物は経年劣化や損傷等が発生した場合は改修を行いますが、改修が困難な場合は関係部局・機関と協議のうえ、撤去し新設を検討します。また、既存建造物のうち、修景の観点から景観に適していないと判断されるものについては、関係部局・機関と協議のうえ撤去またはデザインの見直しを検討します。

3 市民協働による歴史的景観の保全に向けた取組の継続

城郭らしい景観の保全を目的として、「仙台城跡を、自らの手で守り、次世代へ残す」という市民の意識を醸成するため、市民協働による石垣等の清掃や城内の除草・清掃活動等の仙台城跡の修景に関する取組を継続します。

7-5 遺構表現に関する計画

個々の遺構表現は、遺跡の保存・活用に係る総合的観点に基づき、本章1節で示した全体計画および地区区分計画と整合した手法を選択します。

現状、仙台城跡において考えられる遺構表現の手法は、遺構露出展示（地表顕在遺構）、遺構表示、遺構復元、歴史的建造物の再現の4つがあります。各種手法において対象となり得る遺構は表7-3に示しています。なお、これらに加え、解説サイン等による遺構情報の表現も行われていますが、これについては、「7-7 案内・解説施設に関する計画」で後述します。

1 遺構露出展示（地表顕在遺構）

石垣や土塁等の地表に顕在する遺構を展示する手法です。史跡の遠景、近景および来訪者の動線上での景観において、遺構の本来の規模や形状、配置などをわかりやすく示すものです。遺構自体が露出していることで、き損しやすいため、その場合は「7-2 遺構保存・修復に関する計画」に従い管理・修復等の対応を徹底します。



図 7-13 本丸北壁石垣

2 遺構表示

発掘調査等により得られた成果を基に、地下に保存されている遺構の規模や形態等に関する情報を、遺構直上の盛土造成した面に模式的に表示する手法です。本史跡では、大広間跡、巽門跡で平面的な遺構表示を行っています。

今後も、発掘調査等の成果により十分な情報が得られた場合には、平面的な遺構表示について検討します。その際、建造物跡の平面的な遺構表示は、大広間跡の手法を基準とします。

また、立体的な遺構表示は、現状、本史跡では行っていませんが、かつて存在した各土塁を整備の対象として検討します。



図 7-14 本丸大広間跡 遺構表示

3 遺構復元

石垣、堀、池等の遺構を対象として、現在は失われた箇所を全体または一部の構造を復元または復元的に表現する手法です。実施に際しては、発掘調査の成果を基礎としつつ、文献、絵図、測量図、古写真等における各種調査の成果に基づく学術的な裏付けのもと、発掘調査の成果等により判明した正確な位置に復元するものとし、かつ遺構の保存に十分配慮し、できる限り当時の材料や技術を用いるものとします。現状、本史跡では、遺構復元の整備は行っていませんが、東丸（三の丸）北側堀跡（現五色沼）の埋没部分等を整備の対象とします。



図 7-15 復元された堀(愛媛県 湯築城跡)

4 歴史的建造物の再現

文化庁では、史跡等の歴史的建造物の再現について、「復元」・「復元的整備」の手法を定めています。本史跡の場合は、歴史的建造物の再現は、本史跡の価値の理解を深めるため行うこととします。

復元は、発掘調査や文献、絵図、測量図等の資料調査研究などにより得られた、建造物本来の外観、意匠、規模、形態、構造、材料等に関する正確な情報を基に、現在は失われた歴史的建造物を忠実に再現する手法です。復元に際しては発掘調査により判明した遺構を保護したうえで、遺構直上に建設しますが、復元箇所の地盤および周辺構造物の強度等についても調査を行い、来訪者の安全と防災に配慮します。また、原則として復元に用いる材料・工法は復元する建造物が建築された当時のものを踏襲します。現状で国の基準を満たし、復元の対象となり得るのは、大手門、大手門脇櫓、大手門北側土塀の一部、巽門となります。



図 7-16 消失前の大手門
(仙台市博物館所蔵)

復元的整備は、現在は失われた歴史的建造物について、復元に足る情報が十分に得られていない場合、それらの情報を多角的に検証して再現する、もしくは利活用の観点から意匠、構造等を一部変更して再現する手法です。対象となり得る遺構については、国の基準等を踏まえながら検討します。復元的整備に際しても、基本的に復元時に留意する事項を踏襲するものとします。

なお、歴史的建造物の復元および復元的整備については、その建造物を含んだ整備ゾーン全体における一体的な整備のもとで行うものとします。また、情報が十分な場合でも、活用上の優先度等の条件により、「遺構表示」とする場合があります。

今後、発掘調査等による実態解明や財源確保等の条件が整った場合に遺構表現整備の対象とする遺構は、表 7-3 のとおりです。

表 7-3 遺構表現の手法と対象とする遺構

遺構表現の手法		整備区域	対象とする遺構	
遺構露出展示 (地表顕在遺構)	地表に顕在する遺構をそのまま展示する。	②③④⑤⑥⑦ ⑨⑩⑪⑫	現存する石垣、土塁、堀跡、堀切	
遺構表示	遺構の規模・配置・形態・性質等を模式的に表示する。	③	本丸御殿跡	
		④	巽櫓跡、井戸跡、懸造跡	
		⑤	西門跡、城番所跡、西門脇の櫓跡	
		⑧	扇坂下厩跡	
		⑩	子門跡	
		⑪⑫	清水門跡、中門跡、井戸跡、沢門跡、土塁造酒屋敷跡(礎石建物、井戸、カマド)	
遺構復元	現在失われている石垣・堀・池等の遺構を復元する。	②⑥	中島池跡	
		⑩	五色沼(西部)、長沼(北部)、巽門跡南東の堀跡(馬出堀)	
歴史的建造物の再現	復元	現在失われている建造物を多岐に渡る正確な情報をもとに忠実に再現する。	⑥ ⑩	大手門跡、大手門脇櫓 大手門北側土塀(一部) 巽門跡
	復元的整備	現在失われている建造物を復元の基準にもとづき、情報を多角的に検証、もしくは利活用のため一部を変更して再現する。	※復元的整備の対象となり得る遺構については国の基準等を踏まえながら検討します。	

7-6 動線計画

令和元年度の仙台市を訪れた観光客入込数は、約2,100万人を数えます（『仙台市観光統計基礎データ』より）。来訪者の多くは、登城路や二の丸跡、東丸（三の丸）跡等の整備が不十分であることに加え、車や公共交通機関で本丸跡まで登城することから、仙台城跡の本質的価値の多くを体感することなく見学を終えてしまいます。そうした現状から本節では、城内の回遊性向上を図り、来訪者に仙台城跡の本質的価値を周知理解を促すため、2つの大手道（巽門を通る登城路と大手門を通る登城路）を軸としたモデルコースを設定します。なお、本節に関係する、修景（植生）やサイン等の案内・解説施設、休憩施設等の便益施設は、それぞれ「7-4 修景に関する計画」、「7-7 案内・解説施設に関する計画」、「7-8 便益施設に関する計画」に記載します。

1 回遊モデルコースの設定

仙台城跡の各整備が完了したことを想定し、仙台城跡の本質的価値や整備について理解を得るための回遊モデルコースを設定します。

回遊モデルコースとは、仙台城跡の魅力をより一層周知し、理解を得るため推奨する見学ルートのことを指します。仙台城跡における回遊モデルコースは、主要アクセス拠点からガイダンス施設等を経由して「基本コース」を回遊するものです。「理解を深めるコース」は、仙台城跡の地形や水利システムについて体感できるコースですが、距離と所要時間が長くなることが想定されるため「基本コース」を補足するコースとして、散策可能な来訪者のみに推奨します。

なお、決まった復路は示していませんが、往路と別のコースを回遊することでより仙台城跡の本質的価値を体感することができます。

これら回遊モデルコースは、仙台城跡の更なる理解促進のためガイド団体（仙台城ガイドボランティア会等）と散策することができるよう協議や検討を進めます。

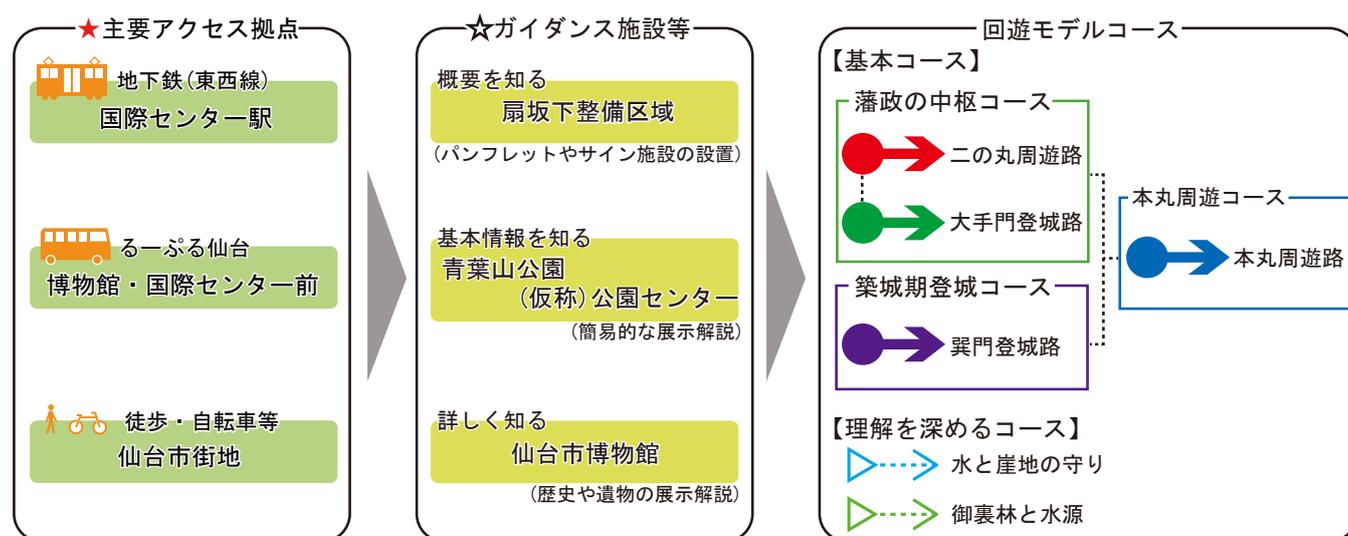


図 7-17 主要アクセス拠点から回遊モデルコースへのイメージ図

整備完了後の仙名城跡の回遊モデルコースを散策してもらうため、アクセスは地下鉄東西線(国際センター駅)、るーぷる仙台(博物館・国際センター駅前)、徒歩・自転車等(仙台市街地)を推奨します。これらのアクセス拠点から、回遊モデルコースに至るまでにガイダンス施設等を経由し仙名城跡について情報を得てもらうことで、より効果的な理解につなげます。主要なアクセス拠点からガイダンス施設等および、ガイダンス施設等から回遊モデルコースの起点への推奨されるルートは以下のとおりです。

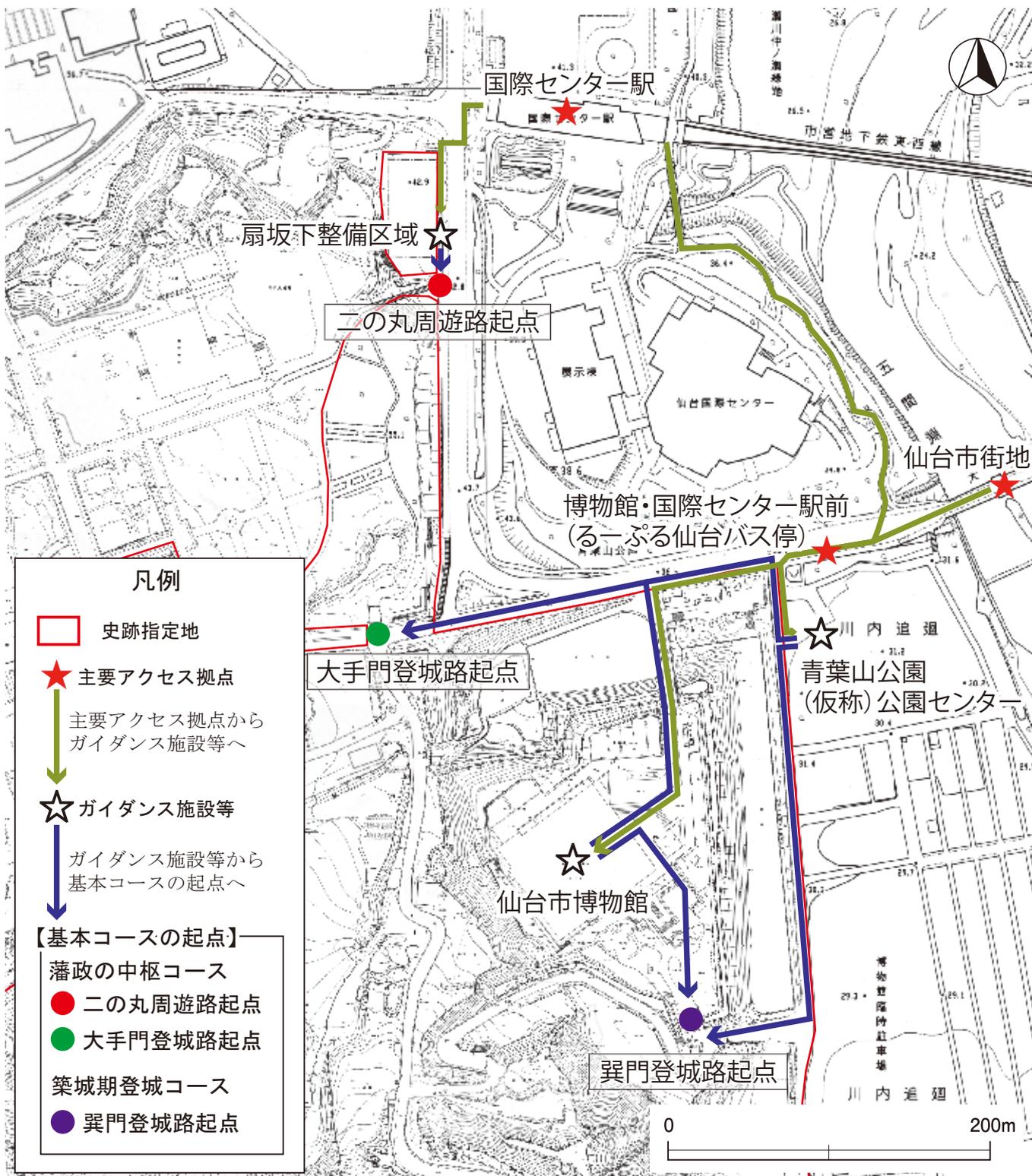


図 7-18 主要アクセス拠点から基本コースの起点に至る推奨ルート

下記の基本コースおよび理解を深めるコースを、回遊モデルコースとして設定します。

基本コース

藩政の中枢コース		築城期登城コース	
 二の丸周遊路 (約 1.0 km) 所要時間：約 30 分	扇坂下整備区域を起点として二の丸跡の一部を巡り、大手門跡に至るコースです。江戸時代の大部分を通して藩政の中枢であった二の丸と、二の丸に登る扇坂、二の丸の入口であった二の丸詰門跡、現存する唯一の近世の建築物である大手門北側土塀の一部等を見学できます。	 巽門登城路 (約 0.6 km) 所要時間：約 30 ～ 45 分	巽門跡を起点とし築城期における登城路を通り本丸跡に至るコースです。築城期の防御性を重視した城郭構造を体感でき、城内で酒造りを行っていた全国的にも希少な造酒屋敷跡等の曲輪や、巽門跡、清水門跡、沢門跡、石垣等を見学できます。
 大手門登城路 (約 0.6 km) 所要時間：約 30 ～ 45 分	大手門跡を起点とし、江戸時代の主要な登城路を通り本丸跡に至るコースです。大手門跡や再建された大手門脇櫓、現存する唯一の近世の建築物である大手門北側土塀、中門跡や各石垣等を見学できます。		

本丸周遊コース	
 本丸周遊路 (約 1.0 km) 所要時間：約 30 ～ 45 分	「藩政の中枢コース」および「築城期登城コース」で登城後、本丸跡を周遊するコースです。本丸跡にあるガイダンス機能を持った仙台城見聞館を経由し、本丸跡からの眺望（政宗ビュー）を楽しみながら、懸造跡・巽櫓跡を見学し、仙台城跡が本来備えていた威容を感じることができます。その後は大広間跡の規模や構造を体感できる遺構表示を経由して西門跡周辺の虎口に至り石垣を見学できます。

理解を深めるコース

 水と崖地の守り (約 3.0 km) 所要時間：約 60 ～ 80 分	自然を利用した仙台城跡の城郭構造を見学できるコースです。御清水から流れ込む水が作る中島池・五色沼・長沼や広瀬川と、広瀬川や竜の口溪谷によって作られた本丸跡の崖地が見学できます。
 御裏林と水源 (約 2.0 km) 所要時間：約 30 ～ 45 分	豊かな自然林である青葉山を堪能しながら、仙台城跡の水源等をめぐるコースです。 仙台城の後背地に当たる防衛上重要な場所であった御裏林とそこに残る遺構、城の水源地である御清水の見学ができます。 ※御清水は、本計画策定段階では、未整備のため立ち入ることはできません。

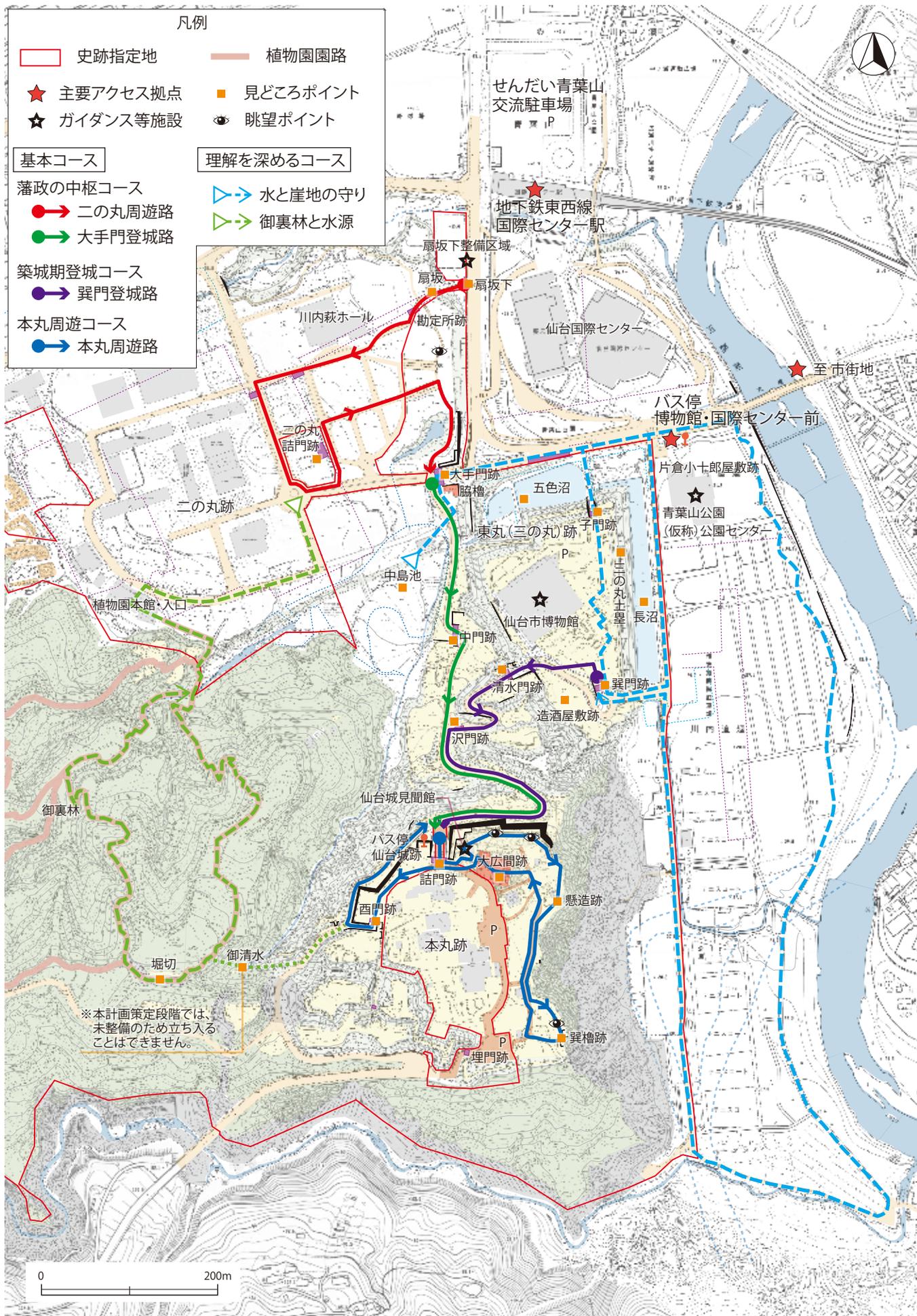


図 7-19 回遊モデルコース

2 避難ルート・避難場所の設定

現在仙台北城跡は、史跡指定地の一部が土砂災害特別警戒区域に指定され、さらに指定地東隣接地の追廻地区から国際センターの東側にかけて、早期の立ち退き避難が必要な区域に指定されています。今後、災害が発生した際に来訪者の安全を確保するため、適切な避難ルート・避難場所を定めます。

避難場所については、仙台市で整備している最寄りの避難所とします。仙台北城跡最寄りの地域避難場所（一時的な避難広場）は、宮城県仙台第二高等学校と評定河原グラウンドです。また仙台北城跡最寄りの指定避難所（避難生活を送るための場所）は、立町小学校と片平丁小学校となります。これらの避難所へのルートは全て、史跡指定地北側（大手門跡や国際センター前）を通るルートとなることから、史跡指定地内から史跡指定地北側への避難ルートを設定します（図7-20 指定地内からの避難経路を参照）。

史跡指定地北側まで移動したあとに、上記のいずれかの避難所へ移動するかは各災害の状況を勘案し判断することとします。

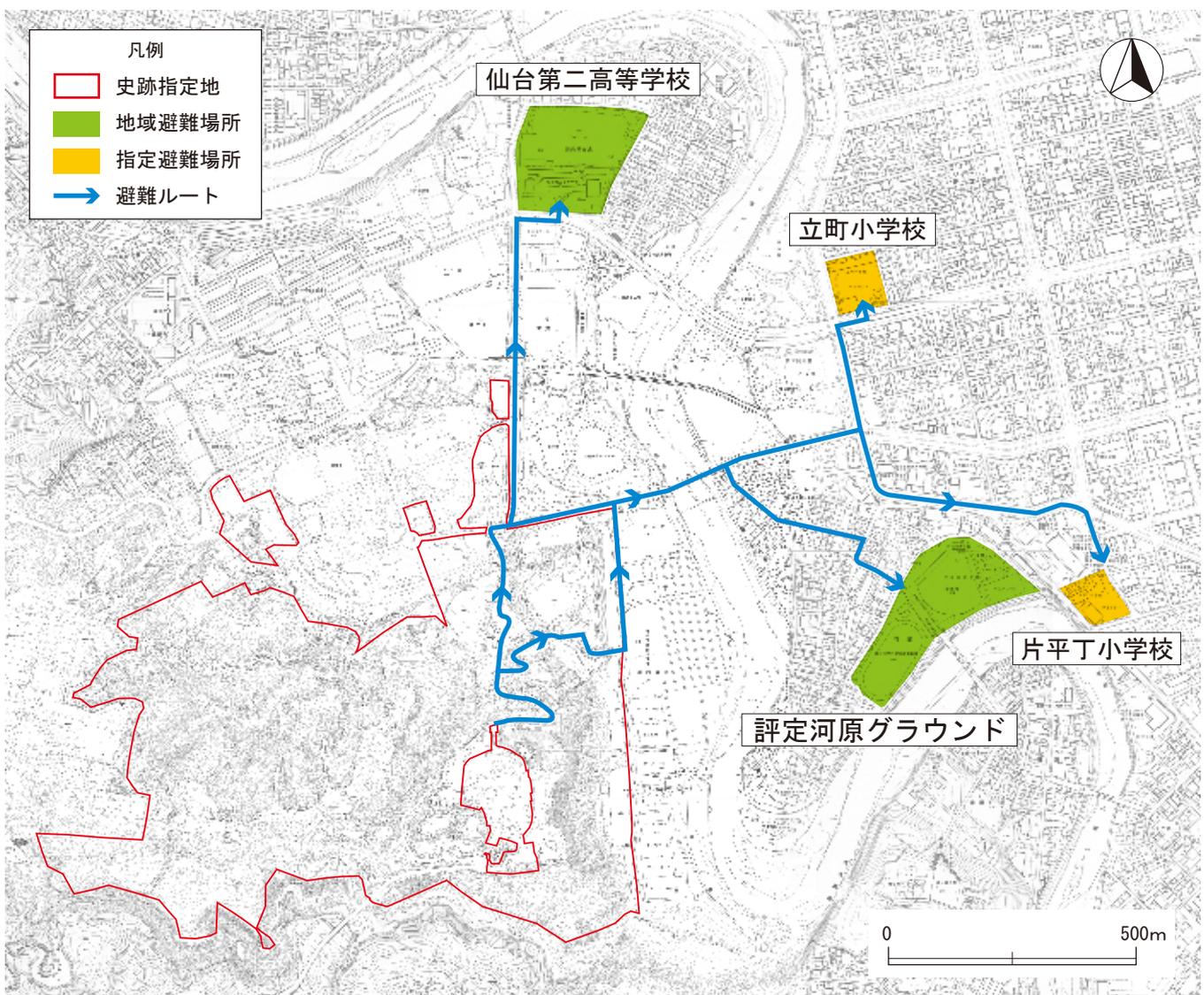


図7-20 指定地内からの避難経路

7-7 案内・解説施設に関する計画

仙台城跡の案内・解説施設は、ガイドンス施設とサイン施設が主となります。これらの施設は、来訪者に対して仙台城跡の価値の周知・理解を促すことに加え、城内の快適な回遊を補助する役割を持ちます。本節では、案内・解説施設の取扱いと整備の方針を示します。

1 ガイドンス施設について

仙台城跡のガイドンス施設は、現在、仙台城見聞館や仙台市博物館、東北大学植物園本館、民間の展示資料館があり、今後、青葉山公園にガイドンス機能を含んだ青葉山公園（仮称）公園センターの建設を予定しています。

本項では、仙台城跡のガイドンス施設について、今後の整備等の方針を述べます。

(1) 既存ガイドンス施設

仙台城跡のガイドンス施設として、以下のものがあります。

① 仙台城見聞館

本館は、本丸跡北西部に平成18年（2006）に建設された木造平屋建ての施設であり、便益施設としてトイレが付属しています。館内では、仙台城跡の歴史や発掘調査の成果、石垣修復工事等の映像資料を展示しているほか、出土した遺物や大広間の模型、大広間上段の間背面部を原寸大で再現したものを展示しています。



図 7-21 仙台城見聞館（内部）

② 仙台市博物館

本館は、昭和36年（1961）に開館し、昭和61年（1986）に鉄筋コンクリート2階建ての博物館として全面新築しています。

基本的に仙台地域の歴史等を展示・研究・学習する施設ですが、平成19年（2007）度に策定した「仙台城ガイドンス機能拡充等基本計画」に基づき平成21年（2009）度に展示改修工事を実施し、仙台城本丸北壁石垣の慶安5年（1652）銘石材や、仙台城跡の出土遺物、仙台城の模型なども展示しています。



図 7-22 仙台市博物館

③ 東北大学植物園本館

本館は、昭和33年（1958）に東北大学植物園とともに公開を開始し、平成7年（1995）に新築したものです。

東北大学植物園の約8割が天然記念物青葉山に指定されていることから、基本的に植物を中心とした展示を行い、一部植物に関連する形で仙台城跡の紹介をしています。

④ 青葉城資料展示館

本丸跡に位置する民営のガイドンス施設で、伊達家や仙台藩、仙台城に関する資料や模型等の展示を行っています。

(2) ガイダンス施設整備方針

ガイダンス施設について以下のとおり整備方針を定めます。7-6 1 で前述したとおり、回遊モデルコースを散策する前にいずれかのガイダンス施設で仙台城について学ぶことができます。また、来訪者が自由に情報収集できるよう、城郭全体をカバーする範囲でのWi-Fi整備を検討します。

① 仙台城見聞館

仙台城見聞館は本丸跡を中心とする城郭全体の価値を伝える施設として位置づけ、整備を行います。

館内展示は、発掘調査成果などをはじめとする各種調査成果や整備の進展について速報展示するなど、定期的な内容更新に努めます。また、誘導サイン等の整備を今後進め、多くの方々の利用を促す必要があります。

本館は、今後ともガイダンス施設としての使用を継続することとし、当面、館の維持管理、誘導サイン等の設置、展示内容の更新に努め、今後、本丸整備ゾーンの調査や整備に合わせ、本館の位置や機能、規模の再検討を行うものとします。

② 仙台市博物館

仙台市博物館は仙台城跡の導入部に位置し、仙台城跡の本質的価値について詳細に学べるガイダンス施設として位置づけ、整備を行います。

仙台城跡のガイダンス施設としての機能を有することから、史跡内の回遊性が高められるよう連携を図り、仙台城とそれを取り巻く町・藩など、広く仙台地域の歴史に関する展示や学習活動の充実に努めます。また、本館は築34年が経過し、さらにこの間に東日本大震災で被災等していることから、館の劣化状況等に注意を払うとともに必要な場合には改修工事を実施し、健全に利用できるよう維持します。

③ 東北大学植物園本館

東北大学植物園本館は、天然記念物青葉山の植生と、史跡仙台城跡との関係性について学べる施設として位置づけ、施設を所管する東北大学と連携を図ります。

東北大学植物園の来訪者にも、天然記念物青葉山が仙台城跡の一部であることをより理解いただける展示となるよう、東北大学と連携・協力を進めます。

④ 青葉山公園（仮称）公園センター

現在整備を進めている青葉山公園（仮称）公園センターは、仙台城跡の導入部に位置し、来訪者が理解しやすい簡易的なガイダンス機能を含んだ施設で、仙台城跡との関係性や案内を行う施設として位置づけ、連携を図ります。

平成29年（2017）4月に策定した「青葉山公園（仮称）公園センター基本計画」では、当センターの機能コンセプトを「～ここから始まる仙台・青葉山の魅力発見～ 仙台城跡の歴史的風情と豊かな自然が織りなす青葉山公園のエントランス」とし、その実現のために情報発信機能（楽しむ）、飲食・休憩機能（憩う）、体験・交流機能（集う）の3つの機能を備えるとしています。また、施設の周辺には、イベントや体験プログラムを楽しむための広場整備の計画も予定されています。



図 7-23 青葉山公園（仮称）公園センター外観イメージ

建設予定地は、史跡指定地に隣接するため、施設の外観意匠や構造が仙台城跡の価値を損なわないよ

う、施設を所管する関係部局と施設の詳細について検討・調整し、合わせて仙台北城跡の見学等について連携を進めます。

2 サイン整備計画

仙台北城跡に設置しているサインは、平成18年度（2006）策定「仙台北城跡サイン設置実施設計」および平成26年度（2014）策定「仙台市歩行者系案内誘導サイン等基本方針」によるサインシステムに基づき、デザイン等の統一を図っています。今後もこのシステムに基づいた形状・デザインで、城内の回遊性や仙台北城跡について理解を得られるようサイン設置を行い、7-6 1で設定した回遊モデルコースにおいて重点的に整備を進めます。

配置に際しては関係部局と調整し、乱立しないよう適切に設置します。

また、城内の既存サインは、平成29年（2017）に、設置者・設置年・規格・内容・劣化状況等に関する状態把握調査を行っています。今後、調査内容に基づき、安全性・内容・景観・劣化の観点から不適当と判断されるサインについて、関係課と協議のうえ、それぞれ修復や移設・撤去等を進めるものとします。



図 7-24 遺構保護に配慮した サイン
(大手門脇櫓前)

(1) 案内サイン（広域）

仙台北城跡を広域的に案内するサインです。主に仙台北城跡の導入部に設置しており、現在地や仙台北城跡の見どころ、城内回遊のルートなどの仙台北城跡の全体的な内容を表示しています。今後の史跡整備にあたり来訪者の利便性向上を図るため、内容の更新や避難ルートの案内を行い、地下鉄東西線「国際センター駅」や青葉山公園（仮称）公園センター付近へ設置します。



図 7-25 案内サイン（広域）
(国際センター正面交差点)

(2) 誘導サイン

仙台北城跡回遊の各起点や、ルートの分岐点等に設置しており、矢羽根型を用いて、行き先と方向・距離を示しています。7-6 1で設定した回遊モデルコースの整備状況に合わせ、新設や既存サインへの追加等を行います。



図 7-26 誘導サイン
(仙台北城見聞館南)

(3) 解説サイン

仙台城跡の遺構や整備・修復履歴について、写真や図等を用いて解説するサインです。今後も、来訪者の史跡に対する理解を深めるため、遺構や整備・修理箇所等に設置するとともに、最新の情報が提供できるよう版面の更新を行います。



図 7-27 解説サイン（中門跡）

(4) 眺望サイン

城のビューポイントである本丸北東と二の丸東辺に設置しており、城の“いまむかし”を絵図と写真による対応で示しています。今後の修景（植生）による眺望確保に伴い、特に本丸整備ゾーンでの充実を図り、併せて本丸跡内部における回遊性の向上を図ります。具体的には、本丸南東部異門跡付近（経ヶ峯、広瀬川河岸の露頭、愛宕山、大年寺山、太平洋等）や本丸北側（石切り場：国見地区、七ツ森等）からの眺望に対するサインを設置します。今後設置する版面には、絵図・現在の写真とともに、眺望（政宗ビュー）に関する仙台城の歴史に伴うエピソード等や、当該設置箇所から望むことができる「仙台城跡に関連する歴史資産」を載せ、来訪者の興味・関心に応えます。



図 7-28 眺望サイン（本丸北東）

(5) 制御サイン

制御サインは、来訪者が安全・快適に城内を散策できるよう、来訪者の活動の一部を抑制するためのものです。仙台城跡内の回遊性向上に伴い、使用禁止のもの、立入禁止の箇所等を周知するサインの設置を行います。



図 7-29 制御サイン例
（東京都千代田区・江戸城跡）

(6) 史跡標識

史跡仙台城跡の所在を示すものとして、長沼北東、大手門跡北、本丸北東に設置しています。史跡名称・指定日・建設年月日・「文部科学省」の文字を彫っています。材質や記載すべき事項は、国が定める「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」によって定められています。史跡標識は、史跡名称の表示にとどまらず、来訪者に史跡の存在を示す重要なポイントになっていることから、動線計画に即した適切な配置と周辺環境の整備に努めます。来訪者の回遊を促す拠点づくりを目的に増設を検討します。



図 7-30 史跡標識（長沼北東）

3 パンフレット・リーフレット設置の計画

現在は、仙台城見聞館内にもみ、史跡案内図と見どころを紹介したポケットサイズのリーフレットを設置しています。今後は、本節 1 で言及したとおり、新たに整備される青葉山公園（仮称）公園センターのほか、各拠点（地下鉄東西線「国際センター駅」や、扇坂下整備区域等）と連携し、それらの施設来訪者への周知を図るため、リーフレットの設置を進めます。

4 関係団体施設整備

NPO法人仙台城ガイドボランティア会は、現在、本丸跡を中心に来訪者への城のガイド活動を行っています。今後は、青葉山公園（仮称）公園センターもガイド活動の拠点にできるよう、担当部署と連携・調整を進めます。

青葉山公園（仮称）公園センターでは、ガイド活動を行う団体同士の交流・調整が図られ、これまで以上に各来訪者のニーズに応じたガイド活動の展開が期待できます。

※青葉山公園（仮称）公園センターでは、青葉山公園および仙台城跡等の周辺について学習できる機能を持たせ、民間活動団体が交流できるホールを設ける予定となっています。

7-8 便益施設に関する計画

便益施設等は、景観に配慮した統一的なデザインとします。

なお、便益施設の整備は、7-6 1で設定した回遊モデルコースの動線上で重点的に行います。

1 便益施設

(1) 休憩施設

仙台城跡の来訪者の動線に配慮し、必要に応じて設置するものとします。

本丸跡縁辺地整備区域は、眺望の確保とともに来訪者がくつろぐためのベンチ等の設置を関係部局と調整のうえ検討します。また、登城路整備区域（清水門南側平場・沢曲輪・中曲輪）や造酒屋敷整備区域で来訪者が休憩するためのベンチ等を設けます。

そのほか、沢曲輪には休憩施設としてあずまやの新設を検討します。

いずれの場合も、意匠や材質等は、周囲の景観になじむものを選択します。

(2) トイレ

今後、青葉山公園（仮称）公園センターに新設されることから、本計画では新設は行いません。ただし、今後の整備で必要と判断された場合は関係部局と新設について検討・協議します。

(3) 照明

巽門跡からスタートする巽門登城路（登城路整備区域）には現在、照明施設がありませんが、今後の夜間利用に向けて、沢門跡周辺までの園路と各曲輪の崖際にはフットライトを設けます。

(4) 園路および園路に付属する便益施設

大手門跡からの登城路は、現在市道仙台城跡線として車両が通行しており、車道に歩行者用園路が付属する形になっています。この園路は幅員が狭く、車両との距離も近いことから来訪者の安全性に影響がある可能性があるため、関係部局・機関と協議のうえ改善の方法を検討する必要があります。

巽門跡からの登城路は、往時の構造を土系舗装で再現しますが、その際使用する土系舗装は強度や施工性だけでなく景観にも配慮した適切なものを選択します。また、園路に付属して、様々な来訪者が快適に利用できるようにバリアフリー、ユニバーサルデザインを考慮した整備を行います。

2 扇坂下整備区域周辺の案内便益施設

国際センター駅から扇坂より二の丸跡へ上がり、大手門に至るルートへの誘導案内機能をもった施設（東屋等）の設置について検討します。施設設置は、本区域は既であったことを踏まえ、その歴史性を活かしたものとします。本区域における整備については、例としてレンタサイクル等の回遊手段の提供を検討しますが、関係機関・部局と協議のうえ進めます。

3 防災・安全対策施設

高所や崖地に面した箇所では侵入・転落防止策を講じ、安全性を確保します。

これら防災・安全に関する施設は、庁内防災担当部局と協議のうえ設置等を行います。また、付近に生息する野生動物への対策や消火施設の設置について関係部局と協議のうえ、検討を進めます。

7-9 地形造成に関する計画

城郭の基本形状となっている自然地形を保全すると共に、発掘調査等の成果に基づいた地形の復元を図ります。なお、地形の保全や復元等にあたっては、関係部局と調整のうえ、適切な整備・管理を進めます。

1 仙台城跡に残る地形の保全や復元

仙台城跡には、大きく3種類の地形があります。

①自然地形

人工的な変形を受けていない本来の地形

②中世および藩政期の城郭整備を示す人工地形

築城およびその後の城郭造成に伴い形成された地形

③築城以前の変形および近代以降に改変された地形

仙台城として機能していた時期を除いた時代に改変された人工地形

なお、これらのうち①・②と③が重複する場合は、①・②の保存・整備を優先します。

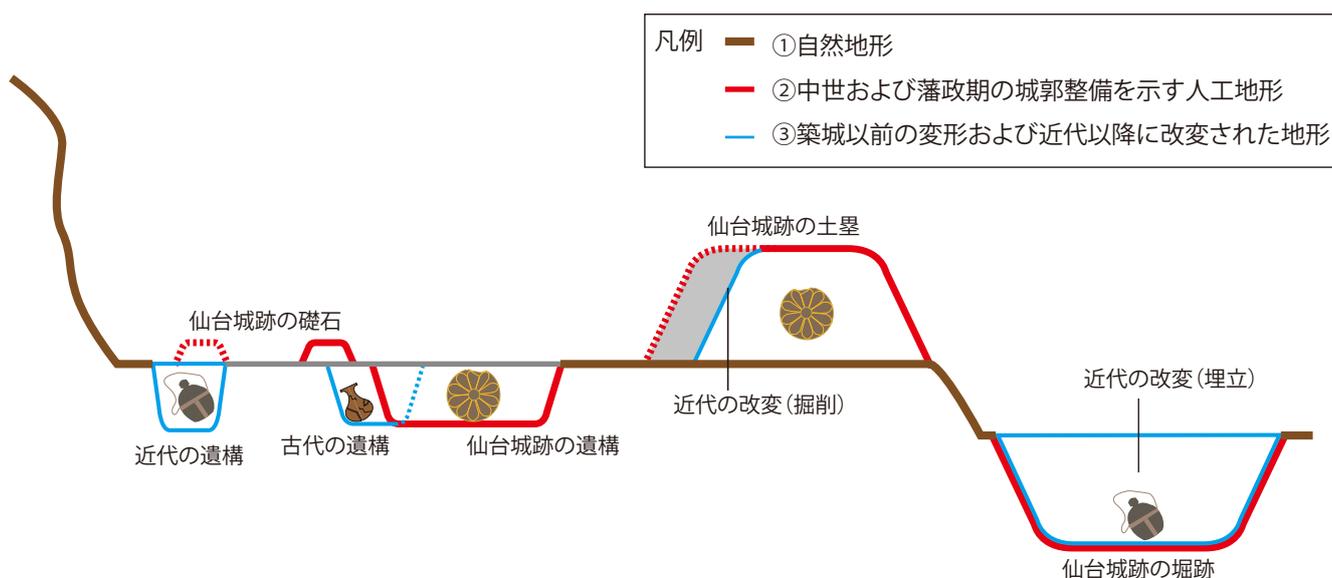


図 7-31 仙台城跡の地形や遺構関係のイメージ

①は、本丸南および東の崖面（崖地整備区域）で、雨水等により浸食されている箇所が該当します。また、追廻廊整備区域には、崖地整備区域から土砂の流出があります。これらについては、現地状況を調査したうえで対応範囲を検討し、法肩部分は崩落が進まないような対応、斜面部分は崩落・落石・土砂流出を防ぐ対応による、地形保全および遺構保護を行います。

②のうち③の近代以降の要因によって改変されている地形は、中島池および巽門跡南東の堀（馬出堀）が該当します。これらについては、仙台城跡の本質的価値を顕在化するため、堆積土を除去し復元を行います。ただし、中島池は、他整備区域を工事する際の作業ヤードとして利用するため、その利用が終わった後に復元整備を行います。巽門跡南東の堀（馬出堀）は、「青葉山公園整備基本計画」でも復元することが計画されているため、連携して復元整備を行います。東丸（三の丸）外構の堀跡（現、五色沼）も一部、近代以降に埋め立てられて堀の幅が狭くなっていますが、こちらは現状維持とし、今後も維持管理を継続します。

また、大手門登城路および巽門登城路、登城路や堀等に付帯する土塁は、道路築造や公園整備により改変

を受けています。どちらの登城路も現状市道として機能しているため、当面は現状維持としますが、登城路の整備に際しては、市道の取扱いについて関係機関・部局と協議を行います。巽門登城路は、発掘等の調査を行った後、遺構表示や一部の地形復元などの整備を行います。土塁は、盛土による遺構表示を行います。

そのほか仙台市博物館裏手の石垣が残る法面は、土砂災害特別警戒区域および土砂災害警戒区域に指定されており、遺構が失われる恐れがあるため、法面保護等による地形保全および遺構保護を行います。

2 地形保全のための排水機能の確保

来訪者にとって快適な城内環境を整備するため、大雨時の詰まりと路面の流水等の防止に留意した排水施設を設け、定期的な清掃などによる維持管理に努めます。

特に、巽門跡から沢門跡への登城路の側溝と本丸東側の一部の側溝は、枯葉や土により目詰まりが常態化しているため、有蓋側溝へ取り換える等、早期の対応を行います。また、造酒屋敷跡は、曲輪西側の崖面の湧水により一部湿地状となっているため、適切な排水施設を設け、乾陸化を図ります。

さらに、大雨時に溢水する箇所が史跡内に数か所あるため、適切な排水施設を設けます。



図 7-32 目詰まりしている側溝



図 7-33 造酒屋敷跡の湿地状部分



図 7-34 溢水の様子

7-10 公開・活用に関する計画

1 史跡の公開・活用に関する計画

仙台城跡の本質的価値や各種調査成果等の情報の積極的な公開と、市民等のニーズに合った適切な活用について、効果的な方法と整備方針について検討する必要があります。

仙台市では、これまでも調査成果の公開、学校教育における支援、市民向けの講座や見学会等を行ってきました。また、各団体によるガイド等の活動も行われています。現在、対面を基本とするガイドボランティアの活動等については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により制約がありますが、感染症対策を十分に行ったうえで、今後も継続的に事業を進めるとともに、ICTの活用にも取り組みます。

仙台城跡は、青葉山や広瀬川の豊かな自然環境に囲まれ、一帯は青葉山公園や東北大学、仙台市博物館などの学術・文化施設等が立地しており、歴史研究や教育、環境、文化、観光、まちづくりなどの多様な分野と接点を持っています。活用事業を実施する際は、さまざまな分野の市民活動や関連機関と情報を共有し、連携を図りながら、活用の幅を広げていくことを目指します。

(1) 情報公開に関する計画

仙台城跡の本質的価値や歴史、各種調査成果、活用、整備の状況等について、情報を積極的に発信し、理解と関心を深めることによって来訪を促します。情報公開は、主に下記の内容・手段を計画します。関連部局との連携等については、「7-11 管理・運営に関する計画」で後述します。

①情報公開の内容

仙台城跡における情報公開が必要な項目は以下の通りです。

・史跡の基本情報

仙台城跡への理解・関心を促進するため、仙台城跡の歴史や、調査および整備の成果等の基本情報を公開します。

・史跡の利用情報

仙台城跡の快適な回遊のため、回遊コースや所要時間、見どころ等の情報を公開します。

・調査・整備の実施と進捗状況

仙台城跡の調査と整備について周知し理解を得るため、実施状況とその進捗について情報を公開します。

・史跡の活用情報

仙台城跡の活用について周知し来訪を促すため、各種イベント等の活用に関する情報を公開します。

②情報公開の手段

仙台城跡の情報公開を効果的に行うためには、来訪者の回遊動線を考慮した情報公開や、ICTの導入による情報公開を積極的に実施する必要があります。

・現地見学会の開催やガイドによる解説

仙台城跡で行う見学会やガイドによる解説を継続し、情報公開を図ります。今後の調査成果や整備の進捗に伴い、解説内容を更新して実施します。

・出前講座や出前授業による解説

仙台城跡で実施している出前講座や出前授業を継続して行い、仙台城跡の情報公開に努めます。今後の調査成果や整備の進捗に伴い、解説内容を更新して実施します。

・パンフレットや刊行物

パンフレットや刊行物の作成を継続し、来訪者動線を考慮して入手しやすい配置を検討する必要があります。また、インターネット上で入手できるように市ホームページにデータの掲載等を図ります。

・ガイダンス施設の展示

ガイダンス施設の展示によって情報公開を図ります。展示は各種調査や整備によって内容を更新します。

・ホームページ

市のホームページで情報公開を図ります。各種資料や地図等も掲載し効果的な情報公開を目指します。

・ICTの活用

各種 SNS や音声データ、動画等の方法により、効果的な情報公開を図ります。

(2) 活用に関する計画

仙台城跡の本質的価値について、参加者が楽しみながら学び、魅力を発見できる活用方法を検討します。検討に際しては、参加者の安全に十分配慮し、ユニバーサルデザインの視点に立ったものとなるよう考慮します。下記の内容は一例です。

①見学会

発掘調査現場や整備工事現場、整備完了施設の見学会を開催し、仙台城跡の価値や整備について理解を得ます。

②イベント実施

史跡の公開と活用を促進し史跡の調査や整備への理解を得るため、夜間を含めた史跡内の散策イベント、発掘調査や城攻め体験等の体験イベント、石垣清掃や政宗ビュー写真コンテスト、各曲輪の特性を活かしたイベント等、史跡内で楽しみながら学べる様々なイベントの実施を目指します。

③講座

- ・ガイド団体への城下町も含めた総合的な研修
- ・学校教員や教員OBへの地域の歴史を知るための研修
- ・“地域学”として、仙台城の歴史のみならず、仙台城に付随する様々な内容について学ぶ「仙台城学」の開催

④市民協働

市民協働による調査や講座、整備・維持管理等を実施することで、仙台城跡の理解と「市民の城」としての認識を深め、市民と行政が一体となった史跡の保護を実現します。

- ・石垣の除草作業や史跡の清掃等の維持管理
- ・石垣カルテ作成や石垣のゲージ数値測定等の調査
- ・建造物の再現時、素材（瓦等）の作成への参加

2 関連歴史資産との連携に関する計画

仙台城跡の周辺には、本計画の「第2章 計画地の概要」でまとめたように、経ヶ峯伊達家墓所や大崎八幡宮等の「仙台城跡を補完する歴史資産」が多数存在しますが、具体的な活用が十分に図られていません。これらの文化財について史跡仙台城跡と連携した整備・活用を図り、市民および来訪者の理解・関心を促進し、市内の回遊性と、仙台城跡を中心とした歴史資産の魅力を向上させます。さらに、日本遺産「政宗が育んだ“伊達”な文化」の構成文化財との連携も図り、国内外への積極的な発信と、整備・活用を行うことで、地域全体の活性化を目指します。

(1) 関連歴史資産の対象

本節で対象とする関連歴史資産は、仙台市内における史跡仙台城跡を補完する歴史資産と、宮城県内における日本遺産「政宗が育んだ“伊達な”文化」を構成する文化財のうち主要なもの（仙台城跡を補完する歴史資産と重複する物を除く）とします。

※「仙台城跡を補完する歴史資産」の一覧はP.109～113を、詳細位置図はP.23（2-2 4）を参照



図 7-35 関連歴史資産の位置図（地理院タイルに方位、スケールバー、関連歴史資産の位置を追記）

(2) 連携に関する計画

前述した歴史資産を効果的に活用し、広域的な回遊性の向上と地域活性化に寄与するため、関連歴史資産および関係部局、関係機関等と連携し適切な整備を検討します。

①関連歴史資産との連携的な整備

関係部局・関係機関等と連携を図り、来訪者が楽しみながら学ぶことができる整備を検討します。また、来訪手段についても既存のものを活かしつつ、より来訪しやすい環境の整備を検討します。

・モデルコースおよび歴史的背景を踏まえたストーリー付けの検討

仙台城跡と関連歴史資産を含めた広域的な回遊性の向上に寄与するためには、公共交通機関やコミュニティサイクル（DATEBIKE）等の移動手段を利用したモデルコースについて検討する必要があります。また、回遊の動線計画には、歴史的背景を踏まえたストーリー付けについても併せて考える必要があります。整備にあたっては、関係部局・関係機関との協議調整のうえ、検討を進めます。

・案内・解説施設の設置と統一化

仙台城跡と関連歴史資産について周知と理解を促すためにはサインやパンフレット等、案内・解説施設の充実化を図る必要があります。また、仙台城跡と関連歴史資産の一体的な活用を目指すにあたっては、統一的な案内・解説施設の設置が効果的であると考えられます。関連歴史資産の現状を把握し、総合的なパンフレットの設置や、サインデザインの統一化等、連携して整備方針を検討する必要があります。

・関連歴史資産との連携的な公開と活用

関係部局・関係機関等との連携を図り、来訪コースの設定や、各種イベントの企画など、様々な活用方法について検討し、地域全体の活性化に寄与することを目指します。

・ICTを用いた情報の公開と活用

関連歴史資産とその活用について仙台市のホームページや、関連歴史資産のホームページで連携した掲載方法を検討し、来訪者の理解と、様々な活用への参加を促します。また、携帯型端末で利用できるアプリケーションやSNSによって情報を公開するだけでなく、来訪者が楽しみながら学ぶことのできるコンテンツ作成を検討します。

・イベントの企画

来訪者が広域的な歴史資産に触れ、仙台城跡を中心とした地域の歴史を学ぶことができるよう、関係部局・関係機関と協議調整し、様々なイベントの企画を検討します。

7-11 管理・運営に関する計画

仙台城跡の管理・運営については、様々な部局および機関が関わっています。基本的には、史跡の管理団体である仙台市が主体となり関係機関および市民活動団体との連携のうえ、管理・運営を行います。

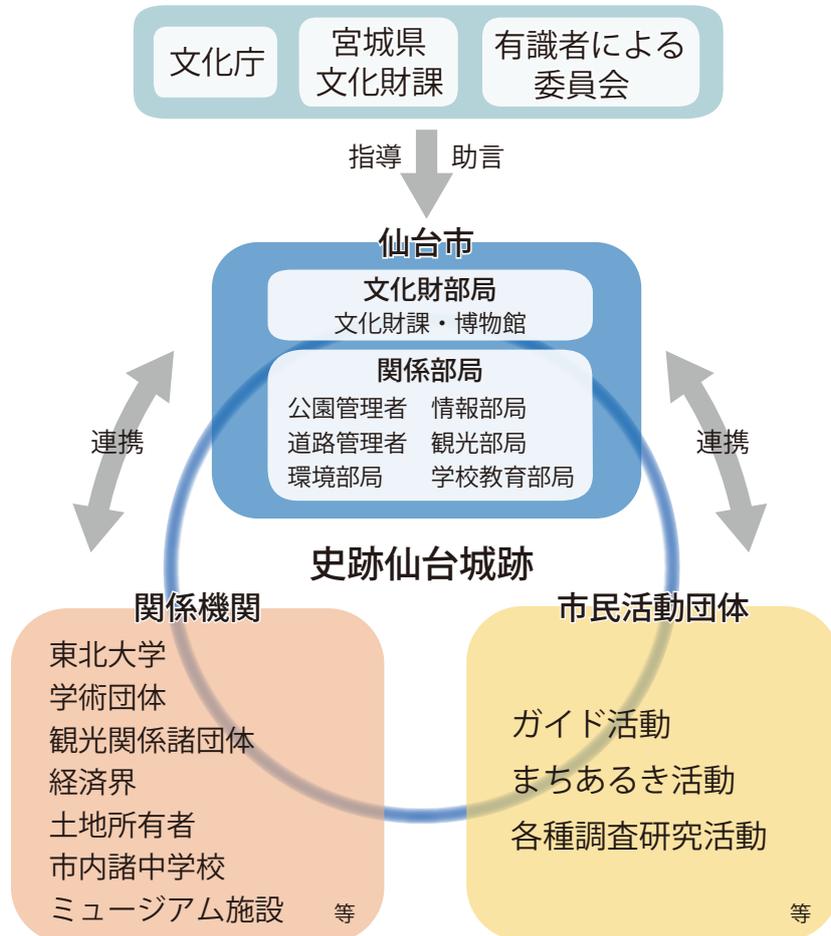


図 7-36 管理・運営の体制

また、今後史跡の実態を解明する各種調査の実施や、史跡をより効果的・効率的に整備するとともに保存・活用を図るにあたっては、関係部局・機関との連携を図ります。

文化財部局では、史跡の日常的な管理・点検等を適切に実施し、遺構の変形や損傷、植生や施設の状態を把握することで早急な対応を図り遺構保存と来訪者の安全確保に努めます。また、自然災害や事故等における危機管理についても早急かつ適切な対応に努めます。

1 危険箇所の把握

本丸跡東側崖の崩壊や、来訪者の安全もしくは遺構保護に影響を及ぼす植生について、定期的な巡回による状態把握を行います。また、避難経路や災害時の設備についても点検を行います。特に地震や大雨等の自然災害発生後は、関係機関と情報共有し、速やかに危険箇所の発生状況を確認します。

2 整備済み施設の状態把握

史跡指定地内で既に整備されているサイン施設や遺構表示等の各施設について、定期的な巡回によって、劣化や不良、そのほかの異常がないか状態把握を行います。